

令和8年 第5回  
教育委員会定例会会議録

令和8年3月26日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2675号  
令和8年第5回定例会

日 時 令和8年3月26日（木） 午前9時30分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 「出席者」 | 教 育 長    | 新 宮 弘 章 |
|       | 教育長職務代理者 | 田 谷 克 裕 |
|       | 委 員      | 山 内 慶 太 |
|       | 委 員      | 鈴 木 令 奈 |

|        |     |       |
|--------|-----|-------|
| 「欠席委員」 | 委 員 | 中 村 博 |
|--------|-----|-------|

|                  |              |         |
|------------------|--------------|---------|
| 「説明のため出席した事務局職員」 | 教 育 推 進 部 長  | 佐々木 貴 浩 |
|                  | 学 校 教 育 部 長  | 茂 木 英 雄 |
|                  | 教 育 長 室 長    | 若 杉 健 次 |
|                  | 生涯学習スポーツ振興課長 | 中 林 淳 一 |
|                  | 図書文化財課長      | 吉 田 宗 史 |
|                  | 学 務 課 長      | 鈴 木 健   |
|                  | 学校施設担当課長     | 河 原 一 禎 |
|                  | 教育人事企画課長     | 大久保 和 彦 |
|                  | 教育指導担当課長     | 清 水 浩 和 |
|                  | 先端教育担当課長     | 溝 口 貴 裕 |

|       |             |         |
|-------|-------------|---------|
| 「書 記」 | 教 育 総 務 係 長 | 若 木 康 治 |
|       | 教 育 総 務 係   | 須 田 藍 子 |

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2663号 第11回定例会

第2665号 第13回定例会

第2670号 第18回定例会

日程第2 審議事項

- 1 規則等様式の教示文の改正について
- 2 港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則について
- 3 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

- 4 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 10 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 11 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令について
- 12 港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（令和８年度）の策定について

### 日程第３ 協議事項

- 1 私立小・中学校に通う児童・生徒への給食費相当額支給の方向性について

### 日程第４ 報告事項

- 1 令和８年第１回港区議会定例会の質問及び令和８年度予算特別委員会の総括質問について
- 2 社会教育主事の配置について
- 3 港区立幼稚園教育職員の服務について（非公開）
- 4 港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドラインの策定について
- 5 後援名義等の２月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の２月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の４月事業予定について
- 9 図書館の２月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の２月行事实績について
- 11 図書館・郷土歴史館の４月行事予定について
- 12 ４月教育人事企画課事業予定について
- 13 みなと科学館の２月利用状況について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和8年第5回港区教育委員会定例会を開会します。

本日は中村委員から、所用により欠席とご連絡を頂いております。

(午前9時30分)

「会議録署名委員」

○教育長 では、日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いします。

○田谷委員 かしこまりました。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りします。

教育推進部の管理職の予定に変更が生じたため、審議事項の第1、議案第13号「規則等様式の教示文の改正について」、協議事項第1「私立小・中学校に通う児童・生徒への給食費相当額支給の方向性について」、報告事項第1「令和8年第1回港区議会定例会の質問及び令和8年度予算特別委員会の総括質問について」、及び報告事項第2「社会教育主事の配置について」を最初に説明し、その後、審議事項第2、議案第14号「港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則について」から順に説明することといたします。また、日程第2、審議事項第3から第11までの9件の審議事項については、内容に重複している部分がございますので、一括して説明を受けてから質疑を行いたいと思います。また、日程第4、報告事項第3「港区立幼稚園教育職員の服務について」、この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、そのように運営を行います。

#### 日程第1 会議録の承認

第2663号 第11回定例会

第2665号 第13回定例会

第2670号 第18回定例会

○教育長 では、日程第1「会議録の承認」に入ります。お手元の議事日程に記載した3件の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。それでは、承認することに決定いたしました。会議録については、公開に向け、速やかに準備を進めてまいります。

#### 日程第2 審議事項

## 1 規則等様式の教示文の改正について

○教育長 次に、日程第2「審議事項」に入ります。初めに、審議事項第1、議案第13号「規則等様式の教示文の改正について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、資料の1を御覧ください。案件については「生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則について」とございますけれども、ご審議いただく内容は囲みの内容です。行政不服審査法等の規定に基づく教示の文の標準を定める規則を改正いたします。全庁的な改正になりまして、これに伴いまして下に列記してございますけれども、生涯学習センター条例施行規則ほか12件の規則についても、同様に様式を改正するというものです。

内容については、行政処分を行った後に不服申し立て、その後に行政不服訴訟等を出訴できるというような教示をしているのですけれども、取消訴訟の出訴期間に関わる教示をより明確化することで、全庁的に標準規則を改正することに伴いまして、教育委員会所管の規則についても関連条項を改正するものになります。

改正する規則は、項番2に記載のとおり13規則になりますが、具体的には、おめくりいただいて3の「改正内容」になります。新旧対照表になっておりまして、「改正案」と「現行」になっていきますけれども、上段の方は行政不服審査による審査請求になりますが、下段の方に審査請求の「裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」と現状規定しているものですが、朱書きのとおり、審査請求の「裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」というような内容になります。

こちらについては、国が出しております行政不服審査法の取扱ガイドラインに基づいて、古い規定を整備するものということで、全庁的な整備に基づいて、教育委員会の件に関しても整備をさせていただきたいというものになります。

簡単ですが、ご説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。全庁的な改正ということでございます。

それでは、採決に入ります。議案第13号については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第13号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 日程第3 協議事項

### 1 私立小・中学校に通う児童・生徒への給食費相当額支給の方向性について

○教育長 次に、日程を進めまして、日程第3「協議事項」に入ります。協議事項第1「私立小・中学校に通う児童・生徒への給食費相当額支給の方向性について」説明をお願いします。

**○教育長室長** それでは、協議事項の1についてご説明を申し上げます。私立の小・中学校等に通う児童・生徒の方々への給食費相当額支給の方向性についてということで協議をさせていただくものです。

現状については、項番1の方に記載しておりますけれども、子どもが私立学校に通っている場合については、生活保護や就学援助の受給対象となる世帯については学校給食に関わる費用が支給されており、また子どもが区立学校に通っている場合については学校設置者として、学校給食にかかわる費用を不徴収としているという状況です。しかし、港区の特性としまして、私立小・中学校に通う児童・生徒の方々が一定割合おりまして、こちらはいわゆる無償化の対象外となっている流れです。

こうした中で、東京都が令和8年度からは、私立の小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対して給食費相当額の補助を実施するというのを予算で打ち出しております。この東京都の動向を踏まえまして、港区としても、私立学校等に通う児童・生徒を対象とした給食費相当額の支給を実施するという方向性を協議させていただくものです。

2の「実施内容」ですが、対象としては、港区に住民登録があること、それから、小学1年生から中学3年生の学齢であること、港区立学校に在籍しないという条件となります。一部例外として、現在通っている学校で給食費が無償化となっている場合等については対象外ということを想定しております。

支給金額、それから想定対象人数については記載のとおりで、現在、想定対象人数については概ね8,000人強を想定しております。

実施方法としましては、申請に応じて年3回支給を行うということで、それぞれ基準日を設けまして、その基準日に住民登録があるお子さんを対象とするということを想定しています。

おめくりいただきまして、「事業規模」については、こちらはまだ予定ですが、7億円程度で、その内訳としては、補助金としてお支払いする金額が6億6,000万円、それから準備に関わる委託料については記載のとおりとなります。ただ、補助単価等の上限等の詳細がまだ示されておりませんので、東京都から示された段階で詳細は設計する予定としております。

4としまして「今後のスケジュール」については、今日、協議をさせていただいた後に庁議、それから4月に改めて定例会でご審議を頂きまして、以降、所定の手続を経て秋には実施をしていきたいとしております。

方向性についてですが、以上のとおりになります。

簡単ですが、ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明に対してご質問等はございませんか。

**○鈴木委員** 二つ教えてください。現在、東京都内で通っている学校、ほかの県もあると思うのですが、実際に給食が無償化されている学校がどの程度あるのかというのを教えてください。それから、委託料に関してこの4,000万円というのは、どういった方法で算出されたものなのか教えてください。

**○教育長室長** 私立学校で給食費が無償化されているという情報は、今のところ得てはいないです。

対象外としてアスタリスクでお書きさせていただいているのが、例えば都立学校の特別支援学校ですとかは無償化されているということ。あと生活保護世帯ですとか、就学援助を受けられている方は無償になっていますので、そういう方は対象外として設計していればと考えております。

もう一つ、委託料については、一つは実際に学校に通われている区民の方のうち、区立学校に通われている方を除外して、その方々に案内を通知するというシステムの構築を行う必要があります。これは、新たなシステムの導入になるということと、あと導入当初はかなりお問い合わせが多いということが、ほかの区の事例から見ても想定されますので、コールセンターを設置していきたいと思っています。それから、実際に申請を頂いて申請書類を受け付けて、全てがそのまま受け付けるという形にはならなくて、不備があった場合の修正を求めるということも含めて常設の委託窓口をつけることを想定していますので、システム関連と、もう一つはコールセンター受付の委託を含めて、概ねこの金額を想定しているという状況です。

**○鈴木委員** 分かりました。

**○山内委員** 支給金額ですけれども、これはその学校の給食費とかの多い少ないは問わず、一律の金額を給付するという理解でよろしいですか。

**○教育長室長** 委員、ご理解のとおりになっております。実際には、今、公立学校に対して国が補助を出していたりだとか、都の上乗せの補助があったりとかしているのですが、そこを横引いて、私立学校についても同等の金額となるようにということで、この単価を算出させていただいております。

**○山内委員** では、その上でもう一つの確認は、学校によっては私立の小学校や中学校はお弁当を持ってくる学校があると思いますけれども、そういう学校に通っている生徒に対しても同じ金額を支給するという事でよろしいでしょうか。

**○教育長室長** 委員、ご理解のとおりです。区立学校に通われている方、あと先程例外という形で都立、それから実際に就学援助等を受けられている方というのがありますが、そういう方以外の方について支給するという形を取りたいと考えてございます。

**○教育長** ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この協議事項は以上とさせていただきます。

#### **日程第4 報告事項**

##### **1 令和8年第1回港区議会定例会の質問及び令和8年度予算特別委員会の総括質問について**

**○教育長** 次に、日程第4「報告事項」に入ります。

初めに、報告事項第1「令和8年第1回港区議会定例会の質問及び令和8年度予算特別委員会の総括質問について」説明をお願いします。

**○教育長室長** それでは、報告資料のNo. 1、報告1－1になりますけれども、御覧いただければと思います。先般終了しました「令和8年第1回港区議会定例会の質問について」ということで、教育長答弁がかなり多うございましたけれども、主なものだけいくつかご説明させていただければと思います。

1件目は代表質問、おめくりいただいて3ページ目からになりますけれども、自民党議員団のやなざわ亜紀議員からですが、「地域留学の推進について」ということで、連携自治体と連動した地域の留学生を紹介・支援する考えはあるのかということについて、区長部局と連携して地方都市への留学制度があることを各学校に対して積極的に周知していくということと、教育委員会では児童生徒の成長に資する豊かな経験の機会を認めていくよう、各学校を指導していくということを答弁してございます。

それから、その下、3ページ目の下段になりますが、みなと未来会議の石渡ゆきこ議員からです。給付型奨学金、今年度から拡大しておりますけれども、収入要件について、事情をヒアリングするなど実態で判断すべきというような質問がございました。

これについては、現状、原則父母2名が生計維持者となりますけれども、質問者の趣旨としては、例えば一人親の方、もしくは離婚調停をなさっている方についてどのように対応するのかということで、家庭等の状況によっては生計維持者を1名とする国の基準を準用する制度運用をしているということと、今後国の動向も見極めつつ、港区にふさわしい所得制限の在り方について検討していくということを答弁してございます。

代表質問、一般質問についてはその下段に数ページございますので、ご参照いただければと思います。

あわせて、下のページになりますけれども、予算特別委員会の総括質問がございました。資料は9ページ目からになります。ご紹介させていただくのは、11ページの自民党議員団の清原和幸委員からの質問です。先程申し上げた「私立小・中学校等への給食費等負担軽減について」というご質問で、特別区においても既に6区において実施されているということから、早期に前向きに検討をという質問でした。

こちらに対して答弁は、区立学校以外に通う児童・生徒を対象とした給食費相当額の支給について、支給対象者の範囲や遡及支給を含めて早急に検討してまいりますという答弁をしてございます。

簡単ですが、以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明に対して、ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## **2 社会教育主事の配置について**

**○教育長** 次に、報告事項第2「社会教育主事の配置について」説明をお願いします。

**○生涯学習スポーツ振興課長** それでは、報告資料No. 2を御覧ください。本件は令和8年4月1日付で、教育委員会事務局に社会教育主事を配置することについてご報告をするものでございます。

まずは、項番1「背景」について、資料記載の内容に多少言葉を補ってご説明させていただきます。まず、社会教育主事なのですけれども、自治体の教育委員会事務局に置かれる専門職員として、住民の学習活動、青少年育成、家庭教育などに専門的・技術的な指導・助言を行う者でございます。

社会教育法の規定によりまして、教育委員会事務局に置くこととされておりますが、港区では令和2年度に常勤の社会教育主事が退職して以降不在となっております。社会教育主事は、大学での単位取得、かつ社会教育施設等での従事歴などの資格要件がありますが、国の方で令和2年度から社会教育主事になるための講習を修了した人に、社会教育士の称号を付与するという制度が開始されております。自治体におきましては、社会教育士の有資格者を社会教育主事として任用することが可能となっております。

今年度、教育委員会で任用しております2名の社会教育指導員は社会教育主事を補佐し、生涯学習講座の企画運営など専門的な指導・助言を行う会計年度任用職員ですけれども、この2名の社会教育指導員が社会教育主事講習を修了したことから、区の会計年度任用職員の職に新たに社会教育主事を設置いたしまして、これによって現在の社会教育指導員の職を廃止するというものでございます。

項番2、社会教育主事の「業務内容」です。社会教育に関する計画の立案に関することや講座などの企画・実施に関することなど、資料に記載の業務を担います。

項番3「任用条件」です。採用人数は2名、会計年度任用職員として採用いたしまして、任期は1年間、年度単位で更新可能といたします。週4日の勤務となります。

最後に、項番4、発令等に関してですが、3月31日付で現行の社会教育指導員の職を廃止いたしまして、4月1日に社会教育主事を2名に発令いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明に対して、ご質問がありましたらお願いします。

**○山内委員** では一言だけ。これはこれで結構だと思いますけれども、社会教育主事、欠員のところをこういう形で埋めましたというだけではなくて、やっぱり大事なことは、社会教育についての理念とか趣旨に沿った活動を丁寧に展開していくということだと思いますので、その点をぜひしっかりできるようにサポートしていただけたらと思います。

**○生涯学習スポーツ振興課長** ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、社会教育指導員から社会教育主事になりますので、より社会教育に関してしっかりとした施策を進めていくための指導・助言というのが役割になるということで、まさに来年度は生涯学習の分野においても計画を策定する年度でもありますので、そうした計画策定における施策の検討のときも活躍してもらいたいと思っております。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

予定より順調に進んでおりますので、ここで高輪築堤の関係の報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、お願いします。

○図書文化財課長 高輪築堤調査・保存等検討委員会の進捗状況についてご報告いたします。3月11日に開催された委員会についての報告です。JR東日本から、2月の委員見解、『5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について（5）』に対する当社の見解』が示されました。

1 ページ、項番1、基本的考え方、前回から変更ありません。

項番2、文化財的価値について、変更ありません。

3 ページ、項番3、委員見解にて頂いた見解に対する回答を含めた当社の見解。四角囲みの下の矢印がJRの見解です。

1 点目、5・6街区の信号機跡及び築堤部100メートル以上の区間の現地保存についてです。3行目、信号機跡を含む5・6街区間の現地保存の検討につきましては、当社の開発計画以外の公共事業等も進んでいる状況から、当社だけでは検討の深度化が困難であります。しかしながら、再度のご要望を真摯に受け止め、加えて、「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議における議論も踏まえ、当社を含めた関係事業者、関係行政機関及び有識者による検討、協議を進めることとなり、既に開始されております。なお、関係事業者、関係行政機関及び有識者による検討、協議の内容につきましては、改めて本委員会にて報告させていただく予定です。

2 点目、6街区南部についてです。同じく矢印以下、3ページ上段、計画変更を実施し、第8橋梁部北横仕切堤を含む高輪築堤約110メートルの現地保存を実現しております。JRの文書を踏まえ、6街区南部については4月に委員見解が示される予定です。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等ありましたらお願いいたします。

○山内委員 要は、これはどのように評価したらいいのでしょうか。

○図書文化財課長 5・6街区間の現地保存について再度委員見解として要望を出したというものです。それを踏まえて、JR側からは有識者会議からも、この5・6街区間の一部保存ということになりますけれども、検討していく必要があるだろうということで、新たな協議体を設けて、その実現に向けて協議を開始するということが整理されて、JRからその説明があったということになります。

○山内委員 ここで出てきた説明についてはどう評価して考えたらいいいのですか。

○図書文化財課長 議論はこれからなので何とも申し上げられないのですが、今回でいくとこの新たな協議体というのが、国の国土交通省、東京都の都市整備局、区の街づくり支援部、いわゆる技術部門が入ってどういう整備ができるかということが、JRも含めて、ここにはURも入っ

ているのですけど、この街区間については、そこも含めて協議を開始するということが整理されたということになります。

**○山内委員** これからが大事だと思いますけれども、ＪＲは新しい有識者会議で検討しますということを言っているわけですが、これは文化財の保護ということを考えたときには、やはりＪＲに対して厳しい意見をきちんとやってきた、その協議体の意見というのも尊重してもらわなければいけないですし、もう一つは、文化財の保護という意味では、特に港区文化財保護の審議会、あるいはこの教育委員会からの指摘というのをきちんと尊重してもらうことが必要で、歴史遺産としての文化財の保護に対する議論というのを、きちんと受け止めてもらわないといけないわけです。それが今言われたような協議体になってきたときに、ある意味で地域の、いわゆる土地の再開発のための、それに合わせたつまみ食いになってはいけないので、そこをどのようにきちんと今後も意見を言っていけるようにするかというのが重要なことだと思いますけれども、その点をＪＲはちゃんと理解しているのでしょうか。

**○図書文化財課長** 委員見解の再要望を踏まえて、それから有識者会議、別の会議体ですけれども、そこでも何とかできる方策を考えましょうと。その中では、今のＪＲの敷地の範囲内だけでは厳しいのではないかと有識者の意見があって、イメージで捉えていただければと思うのですが、築堤が横とすると、この５・６街区間には縦に環状４号線など道路のネットワークも整備されるということで、ここの部分は約１０年前に既に都市計画決定がされて、道路工事が着工されています。イメージですけど、この縦のラインのところは、３階部分は環状４号線が入ります。２階部分は歩行者デッキが入ります。１階部分に区道が入ります。地下の部分は地下車道が入るということで、ここの部分との調整をどうにかできないかということが、有識者会議のまちづくりの専門家の先生がご提案されて、それを踏まえてＪＲの土地等を含めて、どういうことができるのかということを技術部門が中心となって検討しましょうというのが今回整理されている中身です。国交省、都の都市整備局、区の街づくり支援部も入って、技術的にどういうことができるのかということを検討していきましょうと。その結果については、調査保存等検討委員会の方に戻しますという整理がされているという状況になっています。

**○山内委員** そういう意味では、そこで検討した結果がきちんと戻ってくると理解してよろしいですね。

**○図書文化財課長** 山内委員のおっしゃるとおりです。

**○山内委員** そこは一つ重要なところだと思いますし、気をつけて見ていただければと思います。

もう一つは、こういう議論を丁寧にやっていくときに、例えばこの第８橋梁云々の記述とかにしても、多くの人たちはどこの場所がどうなってというイメージがなかなか湧かないと思うのですよね。だから、できればこういう議論を丁寧にやっていく、そして本当に残すべきところを残すという議論をしていくために、いつも何か一つ図面をつけていただいて理解できると、みんなより具体的に、抽象的にならないで確認ができると思いますので、ぜひそこも今後お考えいただけるといいと思います。

○**図書文化財課長** ご意見ありがとうございます。議論の過程でその図面等がどうしても非公開資料になってしまっているの、私ども守秘義務がかかっている、JRも含めてその開発プランというところがまだ表に出ていないところがあるので、そこがどうしてもご提供できないというところは、ご理解いただければと思っています。今のところは出ている文書としてなるべく分かりやすくお伝えしているとご理解いただければありがたいと思っています。

○**山内委員** その守秘義務というのは分かるのですけれども、一方で、たとえ文化財保護の立場でも、そこがどのように開発されようとしていて、JRが何を考えていて、現実的にどこを残せるのか、残そうとしているのか、あるいは残さないようにしているのかというのは、やっぱりその図面が出てこないと意見を言えないわけですね。教育委員会というのは文化財保護の非常に大きな責任を持っている委員会ですから、そこは極力出していただくとか、あるいは部分的に書き換えるなりして、分かりやすい形でもう1回あの絵を描いてこっちに見せていただくのもいいのですが、できるだけ私たちが開発の議論、どこをどう残せると彼らが言っているのか、残さないと言っているのか、そこがきちんと見えるようにしていただいたほうが、より建設的な議論ができるのではないかと思います。

○**図書文化財課長** ご意見としては承りますが、どうしてもできること、できないことがあって、私どもが作っている資料ではないので、どうしてもそこは難しいところがあるかなとは思っています。ただ、調査・保存等検討委員会の資料自体は、最終的に確定した段階でホームページにアップはされます。その中では、マスキングも含めて今出しているものもありますので、事後にはなりますけれども、それを出すこと自体はできると思うのですが、その事前にとにかくどうしてもこちらとしてはちょっと難しいかなと思っています。

○**山内委員** ありがとうございます。ただ、この議論は事後に議論するものではなくて、経過の中できちんと建設的な議論をしていくものなので、そういう意味では極力見せられるもの、見せる工夫というのは必要だと思うのです。そうじゃないと、文化財保護の立場での意見が出せないと思いますから、そこは工夫をしていただければと思います。

○**図書文化財課長** できるかどうかということについては、検討させていただければと思います。

○**山内委員** 分かりました。

○**教育長** ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 日程第2 審議事項

### 2 港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則について

○**教育長** それでは、日程を戻しまして、日程第2「審議事項」です。審議事項第2、議案第14号「港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、ただいま議題となりました「港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。概要につきましては、本日付議案資料No. 2－3を用いまして説明をさせていただきます。

内容は、小学校移動教室・夏季学園の無償化に伴い、港区立箱根ニコニコ高原学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正するものでございます。

項番1「経緯」についてですが、各家庭の経済状況にかかわらず、児童・生徒が安心して学習できる環境を整備するため、区立小学校の移動教室・夏季学園について、これまで保護者負担としていた費用を公費負担し、無償化することに伴いまして、これまで参加者負担としてきた賄料等の徴収について定める条項を一部改正するものでございます。

項番2「主な改正内容」です。第2条で、改正前は、「賄料等は参加者の負担とする」としていたところ、改正後は、「賄料等は児童・生徒及び引率教諭等の負担とする」として負担者区分を分け、あわせて付則において、「第二条の規定にかかわらず、移動教室、校外学習及び夏季学園に参加する児童・生徒からは、当分の間、賄料等を徴収しない」として、児童・生徒の保護者負担であった賄料等を公費負担、無償化することとするものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日を予定しております。

雑駁ですが説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○田谷委員 今の付則のところで、「当分の間」という表現があるのですが、これはどういう意味でしょうか。

○学務課長 こちらは文章的な作法でございまして、既定の期日が決まっていない、しっかりと明記すべき期日が定まっていない場合には、「当分の間」という言い回しをするものでございます。

○田谷委員 ということは、ずっと続くということでしょうか。

○学務課長 そこは継続も継続しないことも含めて、両方含み置いた表現となっております。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第14号については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議ないようですので、議案第14号については原案どおり可決することに決定いたしました。

- 3 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について

- 7 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 10 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 11 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

○教育長 次に、審議事項第3、議案第15号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」から、審議事項第11、議案第23号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令について」までの9件について一括して説明をし、質疑をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、審議事項第3の議案第15号から、審議事項第11の議案第23号までについて、一括してご説明させていただきます。資料はPDFファイルの「03\_\_審議3\_\_港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」の6ページと7ページにある資料No. 3-3「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則等について」でご説明申し上げます。

本件は、令和7年第4回定例会及び令和8年第1回定例会で可決された港区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正、あわせて学校教育法改正による主務教諭の新設、さらに区立幼稚園における預かり保育の時間拡充に伴い、関連する規則及び規程について必要な整備を行うものです。

項番1「主な改正内容」についてご説明いたします。まず、(1)給与条例の改正に伴う規則改正です。ア、港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則では、欠勤等日数の算定から高齢者部分休業及び育児部分休業を除く取扱いとします。

イ、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則では、勤勉手当の支給月数を改定するとともに、高齢者部分休業及び病気休暇について実取得期間が30日を超える場合に限り、欠勤等日数に算定する取扱いとします。

ウ、港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則では、平日深夜と週休日等をまたいで勤務した場合の取扱いについて定めます。

エ、港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則では、管理職手当の支給額を増額いたします。

オ、港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則では、経験年数を有する者が新たに職員となった場合に、経験換算によって到達できる号給の上限を撤廃します。

カ、港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則では、期末手当及び期末手当の欠勤等日数の算定方法の見直しを行います。

次に、(2)勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正に伴う規則改正です。ア、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則についてです。条例改正の際に教育委員会

でご説明した内容と重なりますが、管理職員の週休日の振替等について、これまで1日または半日単位に限られていた取扱いを見直し、週休日に勤務する場合には、1時間を単位とした勤務時間の割り振り変更ができる制度を導入します。

次に、(3) 学校教育法改正に伴う規則改正です。小中学校において主務教諭の職が新設されたことを踏まえ、ア、港区立学校の管理運営に関する規則において、小中学校の「主任教諭」を「主務教諭」に改めます。なお、職名は主任教諭のままとなります。あわせて、幼稚園については、主任教諭に関する規定を設けます。

イ、港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則と、ウ、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則については、幼稚園の主任教諭に関する規定の整備に伴い、文言を整理します。

次に、(4) 預かり保育の時間拡充に伴う規程改正です。一部の幼稚園において、預かり保育の開始・終了時間が拡充されることから、幼稚園教育職員の勤務時間について、午前7時45分から午後6時15分までの間で設定できるよう定めます。

最後に、2「施行期日」についてです。本規則及び規程の施行期日は、令和8年4月1日としております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。「主務教諭」について、大きく変わる部分が何かあれば、この「主務教諭」の存在の意味など概要を教えてください。

○教育人事企画課長 これまでありました主任教諭と主務教諭に大きな違いはございません。都の制度として全国に先駆けて主任教諭を設定しておりました。この後、国が主務教諭という名前で主任教諭と同じ仕事を設けましたので、国の法律に基づいて、現在「主任教諭」を「主務教諭」と名前を変えるのですが、東京都はこれまで主任教諭として定着しておりますので、職名としては「主任教諭」を使うという形で、都で整理しているところでございます。

○鈴木委員 ということは、主務教諭と主任教諭、名前が違うだけであって中身は全く一緒という理解でよろしいですかね。

○教育人事企画課長 よろしいと思います。

○教育長 学校での呼び方も変わらないということですね。

○教育人事企画課長 はい。都内では主任教諭になります。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第15号から議案第23号について、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第15号から議案第23号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 12 港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（令和８年度）の策定について

○教育長 それでは、次に、審議事項第１２、議案第２４号「港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（令和８年度）の策定について」です。説明をお願いします。

○教育人事企画課長 それでは、審議事項第１２、議案第２４号「港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」ご説明いたします。２月の定例会で、本計画の策定の方向性についてご報告いたしましたが、このたび、本定例会で素案についてご審議いただきたく、お願いいたします。

初めに、１、計画策定の趣旨についてです。令和７年６月の給特法の改正により、各服務監督教育委員会において、教育職員の業務量を適切に管理するとともに、健康確保のための措置を計画的に実施し、その内容を公表することが義務づけられました。法改正を踏まえ、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいを持って職務に取り組み、専門性を十分に発揮できる勤務環境を整備すること、あわせて子どもたち一人ひとりの学びの充実を図ることを目的として、本計画を策定します。

２、「現状」です。教育委員会では、これまで港区教職員の働き方改革実施計画や、港区学校教育推進計画に基づき、時間外在校等時間の縮減や業務負担の軽減に取り組んでまいりました。今回の法改正により、これらの取組を踏まえつつ、業務量管理と健康確保を一体的に進める、より実効性のある計画として整理し、計画に位置づける必要が生じたことから、本計画を策定します。

次に、教育職員を取り巻く状況についてです。まず、時間外在校等時間の状況ですが、月４５時間を超えている教員の割合は、幼稚園で６．４％、小学校で１９．４％、中学校で１８．９％となっております。また、１か月当たりの時間外在校等時間の年間平均は、幼稚園で２１．６時間、小学校で２８．５時間、中学校で２８．２時間となっており、いずれも令和６年度の実績です。

次に、業務への負担や支援に関する状況として、ストレスチェックの結果では、仕事のコントロールに関する健康リスク値が全国平均を上回っている状況が見られます。一方で、職場の支援については比較的良好な数値となっております。また、ワーク・ライフ・バランスに関しては、仕事と生活のバランスに満足している教員の割合が４１．３％にとどまっております。年次有給休暇の取得日数や男性教育職員の育児休業取得率についても、さらなる向上が課題となっております。さらに、仕事に対するやりがいに関する項目では、教育職員としての仕事そのものに満足している教員は７５．７％と高い一方で、授業準備の時間が取れていると感じている割合は２８．０％にとどまっております、業務量とのバランスが大きな課題であると分かります。

「計画の概要」についてです。計画名称は、「港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」とし、給特法第８条に基づく計画として策定します。計画期間は令和８年度の単年度とし、令和９年度以降は、港区教育推進計画と一体的に策定していく予定です。計画の策定主体は、港区教育委員会です。

目標についてです。本計画では、分野ごとの数値目標を策定しています。時間外在校等時間につきましては、月45時間を超える教員の割合をゼロとすること、また、1か月当たりの時間外在校等時間の年間平均を30時間以下で維持することを目標としています。

業務負担・支援に関しては、ストレスチェックの仕事のコントロール及び職場の支援について、それぞれ全国平均以下、または全国平均以下を維持することを目標としています。

ワーク・ライフ・バランスについては、仕事と生活のバランスに満足している教育職員の割合を50%以上、年次有給休暇の取得日数を18日以上、男性教育職員の育児休業取得率を40%以上としています。

また、やりがいに関しては、授業準備の時間が取れていると感じる教育職員を40%以上、子どもと向き合う時間が取れていると感じる教育職員を60%以上、仕事そのものに満足している教員の割合を80%以上とすることを目標とします。

目標値については、今回は単年度計画であり、本計画で実施する取組の内容を踏まえて決定しました。国が掲げる令和11年度までの4年間の実施期間に徐々に目標を高くして、最終的に高い目標値の達成ができるよう、着実に取組を進めてまいります。

本計画での主な取組をご説明いたします。計画の素案の内容のうち、新規の取組を中心に3点ピックアップしてご説明いたします。資料No. 12-2、実施計画の素案を御覧ください。5ページ以降に、4「実施する業務量管理・健康確保措置の内容」を記載しています。

まず、6ページの「②保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」についてです。現状、幼稚園、学校で発生する問題のうち、法律的な視点が必要な場合には、担当弁護士から指導・助言を受けられる体制を整備しています。また、学校で判断に迷う事案や対応が長期化する事案については、教育委員会が早期から関与し、対応方針の整理や助言を行うことで、学校の負担軽減と組織的対応の徹底を図っています。また、東京都教育委員会は、令和8年2月に、学校と家庭、地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインを策定し、社会通念を超える要望等への対応等についても定められ、港区教育委員会においても、都のガイドラインを踏まえ、いわゆるカスハラに当たる事案に対しては組織的な対応を検討し、支援体制を整備するとともに、保護者等への普及啓発を進めてまいります。加えて、教員のアンケートでも要望が多くありました電話機への録音機能の追加も順次行ってまいります。

次に、8ページ、(2)「幼稚園、学校における措置の推進」のイ「課題を抱える活動等の見直しについて」です。各幼稚園、学校においては、当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などの工夫を行うよう促してまいります。また、教育委員会としても、教員向けアンケートに、負担軽減を希望する声が多かった夏季水泳指導の指導業務を委託化するなど、教育職員の負担となっている業務については、外部人材の活用や業務委託の導入、提出書類の見直し等により、業務の削減と精選を図ってまいります。

次に、同じ8ページ、ウ「校務の効率化等について」の第3段落目になります。校務の効率化を図るため、行事の工程表や保護者への通知文、会議資料の作成等の校務において、生成A Iの活用を推進します。また、令和8年度には児童生徒の生成A Iの利用方針も含めた「(仮称) 港区立学校版生成A Iに関するガイドライン」を作成し、学校現場における生成A Iの適切な利活用を促進、教育職員の負担軽減を図ります。これらの新たな取組を進めてまいりたいと思います。

最後に、「今後のスケジュール」です。令和8年3月に教育委員会での審議を経て、計画を策定し、4月から施行いたします。6月以降に総合教育会議において報告を行う予定です。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

総合教育会議に諮るというのは何かで決められているのですか。

○教育人事企画課長 国の方で定めているものです。

○教育長 分かりました。

○鈴木委員 8年度から策定される港区立学校版生成A Iに関するガイドラインというのは、現時点でどのような方向性でつくられているのでしょうか、教えてください。

○先端教育担当課長 生成A Iに関しましては、教職員向けの校務支援に関するガイドラインは今年度は既に出しております、いわゆる校務支援の円滑化に資するために、通知のデータ作成とか、そういうところで使いましょうということを出しています。今後、児童に対する、あるいは授業でどう使うかというところの生成A Iのガイドラインにつきまして、今年度は3回、教員の先生方と一緒に中身につきまして検討を進めております。これにつきましては、4月以降に教育委員会で報告を考えております。その中身につきましては、タブレットにつきまして、基本的には生成A Iの活用というのは、児童生徒に関しては使わないことにしているのですけれども、G o o g l eとかで検索してしまうと、もう自動で出てきてしまうので、そういった場合の適切な使い方とか悪い使い方とか、そういうものを児童生徒に対して指針として示すという内容のものを今検討してございます。以上でございます。

○鈴木委員 生成A Iのガイドラインが令和7年度も既につくられていて、それは子どもたちが使っているという認識で間違いないですか。

○先端教育担当課長 令和7年度につきましては、教職員向けのもののみでございます。新たに令和8年度以降につくるのは、児童生徒向けのものと、教職員に関して少しブラッシュアップしたものを掲載した方針というものを改めて出させていただくことを考えております。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。子どもたちの中で、実際に授業の中でこれをまとめなさいというような振り返りがあります。その中で、自分たちで考えて書いてはいるけれども、一旦全部消して、A Iに聞いたのを休み時間とかに全部書き直して提出しているという事案もあります。先生方がやはり困られて、これは明らかにA Iでつくったものですね、授業ではこれやっていませんよね。なので、これはもうC評価ですということも多発しているようです。なので、このガイドラインはかなり細かく策定していただけたらありがたいと思っています。

**○先端教育担当課長** 今、鈴木委員がおっしゃったとおり、実際の授業中にしましては、それこそあるのが、G o o g l e で調べて、A I モードですぐ出てくる説明をコピー・アンド・ペーストで提出すると。そういった事象があるということと、あと宿題とか課題とか、そういったものに対してご自宅で生成A I を活用して出してくるというものがありまして、専門家の方に聞くと、最終的に本当にA I かどうかというのは、例えば生成A I に、これがA I でつくられたものかと確認したとしても、なかなか精緻なものは出ないということなので、あくまでもいわゆる生成A I でつくられたかどうかというものに関しては、例えば教員が授業で出したものに関して、自分でちょっと説明してみてもとか、この資料を出すに当たってどういったものを参考にしたのか引用を示すとか、そういったものも含めて対応策というものをその方針の中には入れる予定でございますので、詳細につきましては今後ご説明させていただきますが、鈴木委員がおっしゃった内容も含めて、ガイドラインにしていきたいということを考えてございます。

**○山内委員** 生成A I の教育現場への導入というのは、一つは教職員の事務作業の効率化という問題、もう一つは、実際の生徒の教育、二つの場面を考えなければいけないですね。一つ目は既になさっているということなのですけれども、実は二つ目のことを考える上でも、一つ目のところで、どういう議論がなされて、どういうガイドラインができているのかというのは結構重要だと思うのです。つまり、単に生成A I を業務の効率化に使いましょうというのでは当然不十分で、実は生成A I もエンジンによってそれぞれ長短があるわけです。それによって危なっかしいものも当然出てくるわけで、そういう意味で、どういうエンジンをどのように使えば、その危ういところの影響を出さずにできるのかとか、かなり細かいところをしっかりと指導できているのかどうかというのは、実は重要だと思うのです。案外そういうところまでみんな理解できてないまま使っていると思うのですが、その点いかがですか。

**○先端教育担当課長** 山内委員がおっしゃるとおり、教員側もどういった形で生成A I を利活用するかがやはり課題であるということは頂いています。生成A I の使い方に関しても、教員間で格差が出てきてしまうということもありまして、その部分の課題感も、会議の中で小中の現場の先生、あと副校長先生にも入っていただいて、課題を洗い出しながら、どういった形で教育現場、学校現場に正しい利活用を植えていけるかというものも含めて、その方針の中で示していきたいということは考えています。

区のエデュケーション参事官も入っておりまして、当然その生成A I の種類とか、得意・不得意のものも生成A I によってあると思うので、その部分については基本的に、港区の場合はC o p i l o t を入れているのですけれども、基本的にはC o p i l o t 前提で教職員向けにはどういった活用ができるかというものを伝えていく方針になってございます。

**○山内委員** 令和7年度ガイドラインをつくりましたという話がありましたよね。そのガイドラインは教職員の、要するに教員室での業務の効率化という理解でいいのですよね。そのガイドラインの中には、生成A I のエンジンによっての色々な課題とか、限界とか、注意点とかというものも適切に書かれているということですか。

○先端教育担当課長 令和7年度に発出したものに関しては、その部分の詳細は、実は記載をしてございませんで、今年度出す児童と教職員向けに少し改訂したものに関しましては、それこそ生成A Iの、対話型学校向け生成A I、例えばブラウザA I 要約とか、その辺の前段の情報も入れたものを改めて出す予定でございます。

○山内委員 そうしますと、今後、ここでも出てきたガイドラインについて意見を申し上げなければいけないと思いますので、その前提の知識としても、理解としても、まず7年度のガイドラインをぜひここで共有していただきたいというのがあります。それを見ると、8年度版でどういうところを注意したらいいかということを、委員それぞれの立場で意見を言うこともできると思いますので、まず7年度版としてどういうものが実際に発出されているのかというのをぜひ教えていただきたいと思います。

○先端教育担当課長 分かりました。ご報告の際にはその部分をしっかり説明させていただきます。

○教育長 そこはまだ議論途上という理解でいいのですね。教員の働き方改革という計画の中での教職員の負担軽減のためのA Iの活用というのが、今回審議いただいている内容なのですが、教育現場でどういう活用をしていくのかというのは今検討中で、令和8年度にそれをまとめたうえで、教育委員会においてまた議論いただくという整理でよろしいですか。

○先端教育担当課長 7年度の5月に、方針という形の中に入れて、通知として教員向けに発出させていただいております。その中身としましては、結構シンプルな形といいますか、例えば利用できる生成A IはC o p i l o tにアクセスできますとか、教員の校務での活用というのは、例えば教材のたたき台の準備とか、あと行事、部活動の工程、あと禁止事項、個人情報を入れないでねとか、そういったところを港区区長部局の情報政策課が出している行政向けのものとも整合性を取りながら出したものでございます。

各委員の皆様におっしゃっていただいたとおり、それを実際授業で、児童生徒に出した課題に対してどういった形で生成A Iを活用するか、どういった対応をするかといった、より詳細なものを8年度に出させていただくということを考えております。

○山内委員 ありがとうございます。そういう意味で、まず8年度に向けて、もう既に7年度発出している、いわゆる授業中ではない、教員室の中での業務についてのC o p i l o tなどの使い方というのはもう既に出ているわけですよね。だから、どういうものを出したかというのを1回見ておけるとありがたいです。それから、8年度版というときには、業務の効率化のための指針と、さらに教育で活用するというのはまた別の大きな課題を含んでいますので、そこは相当丁寧に検討していく必要があると思いますので、そこはぜひ丁寧に進めていただきたいと思います。

○先端教育担当課長 委員のご指摘も踏まえてしっかり検討させていただきます。

○山内委員 今度は、もともとの議題の中でのことですが、やはり業務の負担、支援のところ、あるいはワーク・ライフ・バランスのところに目を向ける、あるいは仕事へのやりがいに目を向けるというのは大事だと思いますし、そこで客観的な資料としては、ストレスチェックのデータというのがあるわけですから、それを丁寧に分析しながら進めていただければと思うのです。スト

レスチェックのデータを見ると、確かに仕事のコントロールのところとか、それから職場の支援のところは重要な領域ですけれども、もう一つ、実際にどの程度教職員の方々が消耗しているのかというのを見る上では、心身の反応の項目があるわけです。そこに直接的に身体的・心理的な負荷がどの程度出て、どう消耗しているのかというのが見えるので、そういう項目をきちんと組み込んで、それとワーク・ライフ・バランスだとか仕事のコントロール感、あるいは職場の支援、サポートの感覚とかが、どのように影響し合っているかというところを丁寧に見ていくことが、より具体的な施策を提案していくところにつながりますので、それぞれの項目の単に点数を見るだけでなく、そこに心身の反応の項目を入れて、心身の反応の項目にどういう項目がどう効いているのか、その分析を丁寧にしていくことが今後重要になってくると思いますので、ぜひそれらあわせてご検討いただければと思います。

○教育人事企画課長 ご指導ありがとうございます。そこは丁寧にやっていきたいと思います。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。色々貴重なご意見ありがとうございます。

それでは、議案第24号につきましては原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議ないようですので、議案第24号については原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第4 報告事項

##### 3 港区立幼稚園教育職員の服務について（非公開）

○教育長 日程第4、報告事項です。報告事項第3「港区立幼稚園教育職員の服務について」、こちらは非公開の審議になります。傍聴の方は、一度画面がオフになりますのでご了承ください。

では、お願いします。

(非公開審議)

##### 4 港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドラインの策定について

○教育長 次に、報告事項第4「港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドラインの策定について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 「港区 幼児の安全で安心な生活を支えるためのガイドラインの策定について」、資料No. 4を用いて報告いたします。ガイドラインの案の方を御覧ください。こちらは区及び教育委員会の中で、幼児期の段階においても幼児一人ひとりが安心して楽しく過ごせる環境を整備することが重要であるという認識に立ち、幼稚園及び保育園等で共通するガイドラインを策定するものでございます。内容の中には、いじめの定義も含めていじめに類することについても記載がありますが、基本的には子どもたちが安心して安全に生活できて、保育などの中での教育活動が行えることを前提としているものでございます。

幼児期においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため極めて重要な時期でございまして、幼児期特有の発達段階、集団生活の中で、幼児同士のいざこざや葛藤、友達関係のつまずきなどが生じる場所があり、その場所は成長において必要な経験になります。ただ一方で、言葉のやり取りが激しかったり、長期間いざこざが続いたりすることによって、相手に与える苦痛が頻回で、必要な場合にはいじめに類似する事案として改めて捉え直して、適切な対応も必要であるというところの認識に立っているところでございます。

では、中身でございまして。1 ページ目は目次を示しております。2 ページ目のところは、定義を載せているところでございます。3 ページ目は、「基本的な考え方」という形で幼稚園教員や保育士が、幼児期の発達や園の生活について理解を深められるような内容を取っているものでございます。かなり専門的なものも含めて、改めて保育士、教員がしっかりと見ることができるような形を取っているところでございます。

ページを少し進みまして、6 ページ目から「具体的な取組」を記載しております。

8 ページ目が、「園の取組」という形で記載しているところでございます。これまで取り組んできたことを改めて整理する。今までやってきた今までやってきたことを改めてしっかり記載して整理した上で、研修、教職員同士の連携、家庭との連携などについて記載しているところでございます。

9 ページ目には、保護者から相談があった場合には、寄り添った対応をすること、長期化が見込まれる場合には、事態に応じて調査をすること、または幼保間での情報連携などについて記載しているところでございます。

10 ページ目以降につきましては、区及び教育委員会のそれぞれの具体的な取組を記載しているところでございます。新たな取組といたしましては、幼稚園だけでなく保育園も参加できるような基幹研修を実施するほか、これはもうホームページに記載しているところでございますが、相談窓口の周知なども行っております。

本ガイドラインにつきましては、4月1日から施行する予定でございます。

幼稚園においては、これに基づきまして、しっかりと各園の取組が具体的にできるように進めてまいっているところでございます。

簡単でございますが、報告は以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

**○山内委員** こういう資料をきちんと作成して、幼稚園としての姿勢というものを共有するということは非常に重要だと思います。特に大事なことは、保護者の方たちがこういう姿勢を理解してくれるかどうか。さらに言えば、特にこの発達段階の中で、ここにあるようないざこざというのは、実は排除されるものではなくて、それこそが幼児一人ひとりにとって、あるいはその上の段階では小児にとって、成長のために極めて重要な機会なのだとことを理解して、しかもそれを理解した上で温かく見守ってもらう。それは、いざこざの中のどういう立場の子どもにとっても意味があることなのだとことを理解してもらうということがとても大切になると思うのです。ですから、

保護者の方々への啓蒙的な活動というのでしょうか。それをどう丁寧にやっていくかということがもう一つ課題なのだろうと思いますけれども、そこをぜひ色々な場面でやっていただけるといいなと思っています。

○教育指導担当課長 貴重なご意見ありがとうございます。私たちの中でも、しっかりと保護者の方に伝えていくことが大事であると考えているというのが1点。あと、それを伝える立場である教員がしっかりと内容を理解した上で伝えていくことが大事。だからこそ、基幹研修を行い、その中でしっかりと伝え方も含めて指導できるような立場になり、それを保護者会や、幼稚園なんかは本当に日常的に保護者の方と会うので、日常的な会話場面でそういうことがしっかりと浸透できるような形、またPTAの中でもそういう話をしていただけるように園長が働きかけていくことも含めて対応していきたいと考えているところでございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 5 後援名義等の2月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 9 図書館の2月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の2月行事実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 12 4月教育人事企画課事業予定について
- 13 みなと科学館の2月利用状況について

○教育長 次に、報告事項第5号「後援名義等の2月使用承認について」から、報告事項第13「みなと科学館の2月利用状況について」、この9件の定例報告については配布資料のとおりです。

各報告事項についてご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員からその他何かありますか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、以上をもちまして閉会といたします。

次回は定例会を4月9日木曜日、午前を予定しております。よろしくお願いいたします。皆様お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員